

お願い

・建築行為等の制限について

半田乙川中部土地区画整理事業の施行地区内で次のことをする場合は、土地区画整理法第76条の規定に基づき許可が必要となりますので、必ず土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書^{※1}を提出し、許可を受けてから建築行為等を行うよう注意してください。

1. 建築物や工作物の新築・改築・増築
2. 事業の障害となるおそれがある土地の形質の変更
3. 重量5トン以上の物件の設置、たい積

・宅地（土地）の所有権等の変動の届出について

知多都市計画半田乙川中部土地区画整理事業施行条例第41条により、施行地区内の土地について、権利の異動があったとき（**相続、売買等**）には、すみやかに届出をすることが必要となっています。届出がされていないと、仮換地及び敷地地番該当証明書等を発行することができないなど、支障がでることもありますので、異動があったときには必ず、**所有権移転届出書^{※2}**の提出をお願いいたします。

※1、2の様式は半田市のホームページにも掲載していますのでご利用ください。

・住所地番の重複について

区画整理事業中の区域内の土地については、仮住所（～街区～画地）が設定されており、住民票等の住所設定には底地（事業前から存在する元々の土地）を住所地として推奨しています。このため、事業期間中においては、隣地と同一の住所地番になりうる可能性がありますのでご了承ください。なお、事業終了年度は平成33年度末を予定しております。事業完了後は新しい地番が設定されますので、よろしくをお願いいたします。

このニュースはみなさんと街づくりを検討する資料です。大切に保管してください。

●お問い合わせ・ご意見は下記まで●

半田市役所3階 建設部市街地整備課
(0569) 22-9302/FAX (0569) 23-6061
Email: shigai@city.handa.lg.jp

乙川中部 街づくり

—— 自然が生きる住みたくなる街 ——



先着順販売保留地

平成28年3月
(1988.1. No.1 発刊)

半田市